

新車排出ガス規制の経緯(4)

○ディーゼル乗用車

排出ガス識別記号		—	—	K	N	P	Q				X			Y	KD		KE	KH					
成分	規制年 試験モード	S49 (1974)	S52 (1977)	S54 (1979)	S57 (1982)	S58 (1983)	S61 (1986)		S62 (1987)		H2 (1990)		H4 (1992)	H6(1994)		H9 (1997)	H10 (1998)						
		MT車						AT車				車両重量1,265kg以下			車両重量 1,265kg超		車両重量		車両重量 1,265kg以下	車両重量 1,265kg超			
		試験モード						試験モード		試験モード				試験モード		試験モード		試験モード					
CO	6モード (ppm) 直噴式 / 副室式	980	←	←	←	←	10モード (g/km) 1265以下/1265 超	2.70	←	10・15 モード (g/km)	2.70	10モード (g/km)	2.70	10・15 モード (g/km)	2.70	←	←	←	2.70(2.10※)	←			
HC		670	←	←	←	←		0.62	←		0.62		0.62		0.62	←	←	0.62(0.40※)	←				
NOx		1000 / 590	850 / 500	700 / 450	← / 390	610 / ←		0.98/1.26	0.98/1.26		1.26		0.72		0.72	0.84	0.72	0.84	0.55(0.40※)	←			
PM		—																		0.34	←	0.14(0.08※)	←
黒煙	3モード(%)	50	←	←	←	←	3モード(%)	50	←	3モード(%)	50	3モード(%)	50	3モード(%)	50	←	40	←	25	←			
	FA(%)	50	←	←	←	←	FA(%)	50	←	FA(%)	50	FA(%)	50	FA(%)	50	←	40	←	25	←			
適用開始 時期	新型車	S49.9.1	S52.8.1	S54.4.1	S57.1.1	S58.8.1	S61.10.1	S62.10.1	H3.11.1		H2.12.1	H3.11.1	H4.10.1	H6.10.1	H9.10.1	H10.10.1							
	継続生産車	S50.4.1	S53.4.1	S55.3.1	S57.12.1	S59.7.1	S62.9.1	S63.9.1	H3.11.1		H3.11.1	—	H5.9.1	H7.9.1	H11.7.1	H11.9.1							
	輸入車	—	—	S56.4.1	S59.4.1	S60.4.1	S63.4.1	H1.4.1	H5.4.1		H5.4.1	H5.4.1	H6.4.1	H8.4.1	H12.4.1	H12.4.1							
告示根拠条文	適用告示第 28条第8項	第12項	第17・18項	第19・20項		←	第28項	第30項	←	第31項	←	第30項	第31項	第37項	←	←	第43項	第47項	←	←			
備考															短期規制		長期規制						

※平成12年10月1日から認証基準値()内数値が定められた。

排出ガス識別記号		KM,KN他		ADB他								LDA他		2DA他								
成分	規制年 試験モード	H14 (2002)		H17 (2005)								H21 (2009)		H30 (2018)								
		認証基準	その他	成分	試験モード	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他						
CO	10・15 モード (g/km)	0.63	0.98	CO	10・15+11 コンバイン モード (g/km)	0.63	0.84	10・15+ JC08C	←	←	JC08H+ JC08C	←	←	0.63	0.84	WLTC モード (g/km)	0.63	0.88				
HC		0.12	0.24	NMHC		0.024	0.032	←	←	←	←	0.024	0.032	0.024	0.037							
NOx		1,265kg以下	0.28	0.43		NOx	0.14	0.19	←	←	←	←	0.08	0.11	0.08		0.11					
		1,265kg超	0.30	0.45			0.15	0.20	←	←	←	←	0.005	0.007	0.005		0.009					
PM		1,265kg以下	0.052	0.11		PM	0.013	0.017	←	←	←	←	←	←	←		←					
	1,265kg超	0.056	0.11	0.014	0.019		←	←	←	←	←	←	←	←								
黒煙等	4モード(%)	25	←	4モード(%)		25	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←					
	FA(%)	25	←	FA(%)又はオパシ(m ⁻¹)※1		25、0.8	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←					
適用開始 時期	新型車	H14.10.1		H17.10.1(H15.10.1)				H20.10.1(H18.11.1)				(H18.11.1)		H21.10.1(H20.3.25)		H30.10.1(H28.10.31)						
	継続生産車	H16.9.1		H19.9.1(H15.10.1~H22.8.31)				(H18.11.1~H22.8.31)				(H18.11.1~H22.8.31)		H22.9.1(H20.3.25)		H32.9.1(H28.10.31)						
	輸入車																					
告示根拠条文	適用告示第28条 第72・76項		←				第104・105項				←				第110・111項		適用告示第28条第127・128項		細目告示第41条 第1項第7・8号		細目告示第41条 第1項第7・8号	
備考	新短期規制		新長期規制								ポスト新長期規制		平成30年規制									

<注>※1. 平成17年規制の黒煙(FA)は、平成19年9月1日以降に型式指定(装置指定)の申請を行ったものから順次オパシメータによる測定方法に変更される。